

在パース日本国総領事館
P.O. Box 1915, WEST PERTH, W.A., 6872, AUSTRALIA
電話 (+61-8) 9480 1800、FAX (+61-8) 9480 1801
受付時間: 9:00-12:30 14:00-16:00

< 郵送による届出方法 >

戸籍の届出は郵送でも受け付けています。各種届出書類は婚姻の場合には婚姻日、出生の場合にはお子様が生まれた日から3か月以内に当館に届くように手配をお願いします。

途中、郵便事情で届出が紛失することもありますので、書留郵便(Registered Post)か速達郵便(Express Post)を利用することをお勧めします。

届出に添付していただく書類(婚姻証明書、出生証明書、原本認証された「出生登録申請書」やお二人の旅券など)は直接原本を送らず、下記の手続きに沿って書類を用意してください。

- ・各種証明書、原本認証された「出生登録申請書」やお二人の旅券及びオーストラリア査証のページなどは、コピーを2部ずつ作成してください。
- ・コピーしたものと原本を近所の薬局などに持参し、薬剤師などに原本照合証明(Certified Copy)をしてもらってください。
- ・原本照合してもらった書類の余白に翻訳を付記してください。

例: 「本紙は、原本からの正写であることを証明する」

2019年3月1日

ブルーム薬局

薬剤師 ○○○○(署名)

翻訳: (あなたの氏名)

届出書と一緒にお願いします。

原本照合証明(Certified Copy)の資格を持っている方は以下の通りです。

薬剤師(Pharmaceutical Chemist)、医師(Medical Practitioner)、郵便局長(Postmaster)、警察官(Member of the Police Force)、州や連邦政府の職員(Classified Officer in the State or Commonwealth Public Service)、公立学校教員(Classified State School Teacher)、金融業に従事する管理者(Manager of a Bank, Building Society or Credit Union)、市長郡議員(Councillor of a Shire)、宣言管理者(Commissioner for Declarations)、治安判事(Justice of the Peace)

最後に、書類送付後1週間ほど経過した段階で、当館に無事書類が届いているかどうかを電話・eメール確認することをお勧めします。